

佐倉市道路標識の寸法を定める条例（案）の制定について

1. 条例制定の趣旨

道路法第45条第3項の規定により、市道に設ける道路標識のうち「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。）」で定める道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に係る基準を定めるものです。

同法同項の規定により、定めるこの基準は省令の基準を参酌することとされています。

2. 条例策定にあたっての方針

本基準は、標識の寸法及び文字の大きさの基準を定めるもので、標識の大きさについて、佐倉市独自で規定以外を採用した場合について検討しましたが、現在設置されている規定値の標識と混在することになります。また、道路は隣接する自治体ともつながっていることから事前に協議をした結果、条例作成にあたっては、参酌する省令の基準を踏襲することとしました。

市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法に関する基準は条例で定めることを基本としておりますが、市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法に関する基準のうち、専門技術的な内容に係る項目については、規則に委任する予定です。

3. 参酌する基準からの除外部分

基準となる省令で寸法の表示がない標識と、本市が管理する道路ではない高速道路等に設置する標識、及び国道、県道番号の標識などは、規則に定めません。